

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において準用する同法第39条第1項の規定に基づき、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により公告する。

令和7年12月26日

山口県知事 村岡嗣政

1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積 (m <sup>2</sup> )
長門市俵山字寺田3256番1	田	1,049
長門市俵山字寺田3256番2	田	300
長門市俵山字寺田3258番1	田	1,198
長門市俵山字寺田3258番2	田	1,125
長門市俵山字寺田3266番1	田	1,527

2 農地を利用する権利の内容等

内容	農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額(円)
田	令和8年2月1日	6年間	24

3 農地を利用する権利が設定された者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人やまぐち農林振興公社 理事長 深田 佳作  
山口市桜島三丁目2番1号

4 農地の所有者等の情報

登記名義人 藤田 光江

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに山口地方法務局萩支局に補償金を供託する。